

**接続料の算定等に関する研究会
第48回会合を踏まえたご質問
当社ご説明資料**

2021年11月12日
ソフトバンク株式会社

- 1.当社のMVNO提供実績と取組**
- 2.卸規制検討における考慮事項**
- 3.その他質問に対する回答**

1.当社のMVNO提供実績と取組

2.卸規制検討における考慮事項

3.その他質問に対する回答

2017年の提供開始から
多岐にわたる機能追加を行い、卸役務を充実化

構成員限り

2018年12月に音声卸の値下げを表明
これまでに2回値下げ（基本料金、従量料金を実施）

構成員限り

当社ホームページ※にて、卸提供のため各種条件提示より具体的な詳細条件や機能提供に係るプロセスもMVNOに個別開示

※<https://www.softbank.jp/corp/aboutus/public/mvno/operator/>

MVNOに個別開示している卸提供プロセスは、以下の通り相互接続ガイドブック（接続提供）※を準用概ね、事前調査から

構成員限り

※<https://cdn.softbank.jp/corp/set/data/aboutus/public/interconnection/pdf/guide.pdf>



- 1.当社のMVNO提供実績と取組
- 2.卸規制検討における考慮事項**
- 3.その他質問に対する回答

卸サービスの規制検討においては 相互接続と卸電気通信役務の相違を考慮すべき

相互接続

投資リスクを負い設備構築した事業者同士の設備を接続することでサービス提供

一律の条件



卸電気通信役務

卸元が提供しているサービスを、卸先事業者が付加価値なども付与しつつエンドユーザへ提供

多様な条件

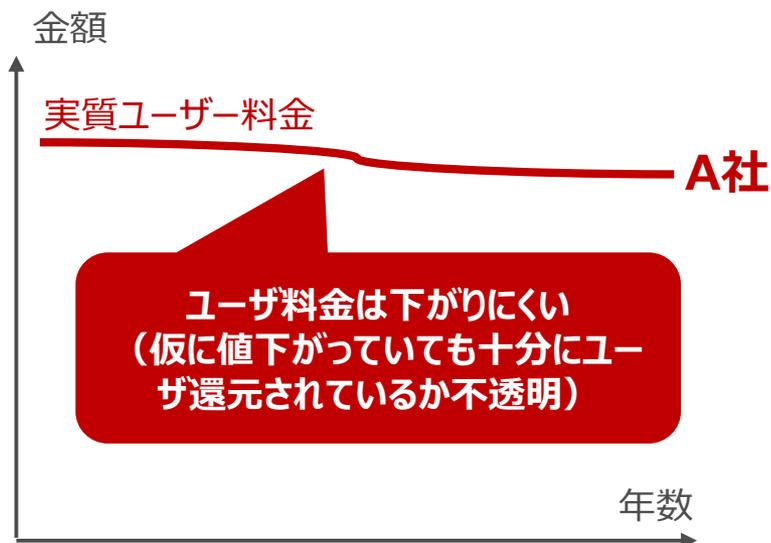
【考慮すべき事項】

- 卸の特徴であるユーザニーズに応じた柔軟なサービス建付けを阻害しないこと
- 提供条件の公開には民民（相対）の協議によるビジネスベースでの選択を妨げないよう一定の配慮が必要なこと

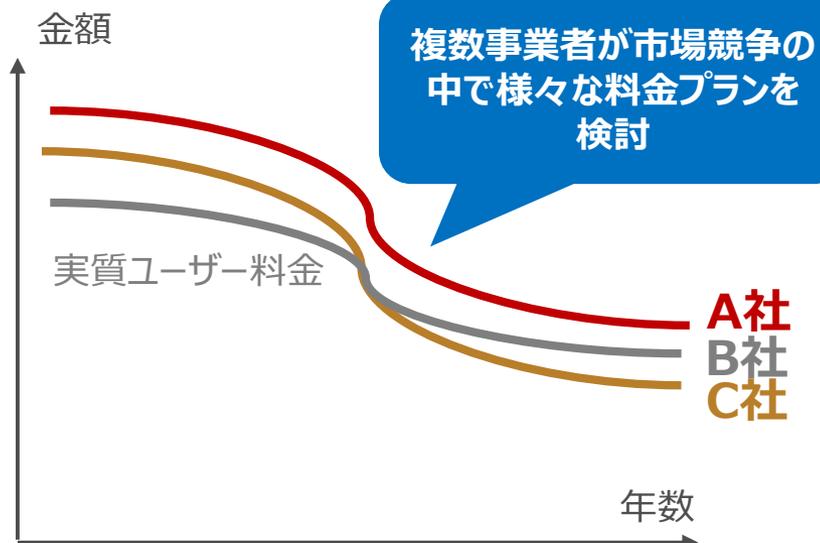
「公正競争上の影響が大きい卸役務」の指定に際しては、
該当サービスにおいて**市場競争による料金低廉化が進展しているか**の観点が必要

特にボトルネック性を有する独占市場の第一種指定設備卸は、
競争の働く移動通信市場と異なり公正競争上の影響が極めて大きく指定対象とすべき

独占市場



競争市場



5GSA等黎明期におけるサービスのルール整備は、 下記視点も踏まえ、当面の間協議状況の注視にとどめるべき

※令和2年11月24日 接続料の算定等に関する研究会（第38回）SB説明資料を一部抜粋

1

新技術（仮想化やスライシング等）による個々の新たなニーズに応じた柔軟なサービス建付けを妨げないこと

2

サービス黎明期におけるイノベーションやMNOの設備投資インセンティブを損なわないこと

3

標準化動向、技術的課題・制約、将来における接続の提供やベンダーの機能実装等の実態を把握した上での制度設計

1. 当社のMVNO提供実績と取組
2. 卸規制検討における考慮事項
3. その他質問に対する回答

| 質問内容 | 回答 |
|--|---|
| <p>1. 卸協議の実態について</p> <p>(1) 卸協議における協議開始から契約締結までの標準的なプロセスの流れはどうなっているか。各プロセスにおいてどのような情報の提示や手続があり、それぞれどの程度時間を要するのか。</p> <p>(2) (1)について、卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合でプロセスやその要する時間等が異なることがあるか。異なる場合、具体的にどのような違いがあるか。</p> | <p>卸役務の提供を希望する事業者に向けて、弊社のHPにおいて卸役務の基本的な情報を公開しています。 (https://www.softbank.jp/corp/aboutus/public/mvno/operator/) また、協議開始から卸契約締結の標準的なプロセスは以下の通りです。 ①事前協議 提供内容の確認・協議 ②事前調査申込 ③提供可能時期、概算費用のMVNOへの回答 ④契約申し込み ⑤各種契約締結、業務準備、接続環境構築、MVNO内提供準備 ⑥契約締結完了</p> <p>協議を希望する事業者については、秘密保持契約書を締結した後、ネットワーク構成、サービス内容、SIMカード、端末、業務支援システム、契約種別・卸料金、請求、法令順守・ガイドライン、申し込み手続きを記載した「L2接続型MVNO提供要件概要」を開示し、卸役務のために必要となる必要十分な情報を提供しています。なお、秘密保持契約の締結は協議希望をいただいた後速やかに行っております。</p> <p>また、弊社においてL2MVNO向けに新たな機能を提供する場合は、協議中の事業者も含めて当該機能について情報提供を行い、適切な情報開示に努めています。</p> <p>卸元事業者からの提案でも卸先事業者からの提案でも(1)の標準的なプロセスに違いはありません。</p> <p>なお、弊社で新たに機能を提供開始する場合には、開発期間(提供可能時期)・必要な費用などの情報提供を行っています。</p> |

構成員限り

構成員限り

| 質問内容 | 回答 |
|---|--|
| <p>1. 卸協議の実態について</p> <p>(3) 卸先事業者からの提案について、これまでどの程度成立してきたか。不成立の場合は、どのような観点で不成立となったのか。</p> | <p style="text-align: right;">構成員限り</p> |
| <p>(4) 上記を踏まえ、事業者間協議が有効に機能するためにどのような課題があると考えられるか。</p> | <p>前期の通り、MVNOからの要望については、事前調査申込や接続申込といった公表されたプロセスに則り対応しており、当社からの提案含め、数多くの機能提供等が実現しています。</p> <p>また、接続を希望する事業者にはNDA締結の上、検討に必要な十分な報提供を行っています。</p> <p>現時点でも、卸提供については、電気通信事業法（以「法」）において差別的取り扱いの禁止（法6条）、2種指定設備を用いた卸役務の提供や特定関係法人への卸役務の提供についての報告義務（報告規則第4条の5）、不当な差別的取り扱いを行った場合の業務改善命令の発令（法29条1項第10号）等の規制が行われており、事業者間協議が有効に機能するための制度整備がなされており、事業者間協議は有効に機能していると考えます。</p> |

| 質問内容 | 回答 |
|--|--|
| <p>2. 卸先事業者への事前の情報開示について</p> <p>(1) 第五次報告書では、光サービス卸及びモバイル音声卸を例に挙げていたが、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲をどう設定すべきか。</p> <p>(2) どのような情報を開示すべきか（例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目、標準プラン等の情報）。</p> | <p>卸契約はビジネスベースの自由な契約が認められているものであることから、新たな規制を検討する場合には卸の特徴であるユーザーニーズに応じた柔軟なサービス建付けを阻害することがないように検討する事が必要です。特に黎明期におけるサービスについては標準化動向、技術的課題・制約、将来における接続の提供やベンダーの機能実装等の事情を踏まえて、過剰な規制にならないよう留意が必要と考えます。</p> <p>公正競争上の影響を検討する上では、第一にその市場の性質の違いを考慮すべきであり、特にボトルネック性を有する固定通信市場は事業者間競争が働いている移動通信市場とは異なり実質的に独占市場で競争が働かないことから、原則として全ての固定系の指定卸役務は公正競争上の影響が大きいものと考えます。</p> <p>上記の通り卸についての協議においてはネットワーク構成、サービス内容、SIMカード、端末、業務支援システム、契約種別・卸料金、請求、法令順守・ガイドライン、申し込み手続きを記載した「L2接続型MVNO提供要件概要」により卸役務の提供に必要な情報を開示しております。</p> |

| 質問内容 | 回答 |
|---|--|
| <p>2. 卸先事業者への事前の情報開示について</p> <p>(3) 情報の開示は、a) 誰に対し、b) いつ、行われるべきか（例えば、a) 卸先事業者に対し、b) 卸先事業者の求めがあれば応ずることを基本とするなど）。</p> | <p>弊社は、既に弊社から卸サービスの提供を受けている事業者又は新規で弊社から卸サービスを受けることを希望する事業者に対して情報開示を行っています。</p> <p>各種条件の変更や新たな機能追加については、その都度、「L2接続型MVNOサービス概要」、「L2接続型MVNO詳細サービス」、「ネットワーク接続に係わる技術条件等」等の資料更新の上、既存接続事業者やNDA締結事業者に、情報開示を行っております。</p> <p>なお、情報開示の内容について、卸は民衆の協議により相対で提供条件を整理することが基本であり、卸先事業者は競合事業者を含め採用する卸元事業者をビジネスベースで選択するものです。</p> <p>よって、提供条件等をあらかじめ競合他社が知り得るような形で広く一般に公開したり、卸約款のような形で提供条件を一律化し相対条件を実質不可能とする性質のものではないと考えます。</p> |

質問内容

回答

3. 卸協議の活性化のために必要となる義務やルール

卸協議の活性化のために、例えば、接続の場合には、電気通信事業法上、接続応諾義務（第32条）、指定設備に係る接続約款作成・認可（又は届出）義務（第33条、第34条）、協議不調による協議開始・再開命令（第35条）、【第一種指定設備のみ】指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表（第36条）等の義務やルールが設けられているが、公正競争上の影響が大きい卸役務について、有効な事業者間協議を実現させるために、情報開示に加えて、必要となる義務やルールが考えられるか。

卸電気通信役務については不当な差別的取り扱いをしてはならず（電気通信事業法（以下「法」6条））、MNOはMVNOから他の一般利用者に提供しているサービスの利用の申し込みがあったときは合理的な理由がない限りこれを拒むことはできません。また、第2種指定事業者が2種指定設備を用いた卸役務の提供を開始した場合は法38条の2に基づき総務大臣への届出が必要であり、2種指定事業者がその特定関係法人に卸役務の提供を開始したときはその提供条件等を総務大臣へ報告する必要があります（報告規則第4条の5）。加えて、MNOが卸電気通信役務の提供に際しMVNOに対して不当な差別的取り扱いを行うことは総務大臣による業務改善命令の対象となる場合があります（法29条1項第10号）。（MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（令和3年2月改定））

上記の通り現状の制度においても、接続とは別の観点から規律がなされており、基本的には卸先からの協議に応じることとされていることや、これまでMVNOから協議円滑化に関して具体的な改善要望も受けていないことから、現時点において追加で必要となる義務やルールはないと考えます。